

## ⇨ 相続があった場合の消費税の取扱い

**Q** : 私は、先日父を亡くし、その事業を受け継ぐことになりました。私はそれまで事業をしていませんので消費税を納める義務はないと思うのですが、いかかでしょうか？

**A** : お父さんの基準期間の課税売上高が1,000万円(平成14年以前は3,000万円)を超える場合は、消費税を納めなければなりません。

### 【解説】

免税事業者である相続人が、課税事業者である被相続人の事業を承継した場合、納税義務は次のようになっています。

#### ① 相続のあった年

被相続人の基準期間(その年の前々年)の課税売上高が1,000万円(平成14年以前は3,000万円)を超える場合には、相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間は、消費税を納めなければなりません。

#### (例)

- ・ 被相続人の相続開始平成16年9月30日
- ・ 平成14年の課税売上高 3,200万円
- 10月1日からは消費税の納税義務あり

#### ② 相続のあった年の翌年と翌々年

相続人の基準期間の課税売上高と被相続人の基準期間の課税売上高の合計額が1,000万円を超える場合には、それぞれについて消費税を納めなければなりません。

つまり、ご質問の場合であれば、お父さんの平成14年の課税売上高が3,000万円を超えておれば、その事業を引き継いだあなたは、免税事業者であっても消費税を納めなければならないということです。ご注意ください。

